

旧	新
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00017 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第 3 条 1 項 （略）</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び第 4 項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 相手方が、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>上と信管理区分 P 又は事故管理区分 R に格付けされている場合</u>（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済される場合（ILC の発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上<u>と信管理区分 G 又は S A に格付けされている場合</u>に限る。以下同じ。）には、ILC 取得後を除く。）</p> <p>二 相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>と信管理区分 G 以外の管理区分</u>に格付けされている場合（約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、ILC により代金等が決済される場合</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00017 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 18 年 3 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第 3 条 1 項 （略）</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び第 4 項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 相手方が、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>上名簿区分 P 又は事故管理区分 R の場合</u>（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済される場合（ILC の発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上<u>G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格</u>に格付けされている場合に限る。以下同じ。）には、ILC 取得後を除く。）</p> <p>二 相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>G S 格、G A 格又は G E 格</u>以外に格付けされている場合（約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、ILC により代金等が決済される場合</p>

を除く。

- 一 輸出契約等が保険契約の申込時において附帯別表第3に掲げる輸出契約等に該当する場合
- 二 相手方(輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下この項、第5条及び第11条において同じ。)が保険契約の申込時において名簿上ECに格付けされている場合又は与信管理区分P若しくは事故管理区分Rに格付けされている場合
- 三 相手方が輸出契約等の内容変更(当該輸出契約等に係る代金等が増加した場合に限る。)に係る通知時において名簿上与信管理区分G及びE(ECを除く。)並びにSA以外に格付けされている場合。ただし、保険契約の申込時における当該輸出契約等の代金等に係る損失についてはてん補する責めに任ずる。

4項 (略)

第4条 (略)

(てん補責任額)

第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。

- 一 約款第3条第1号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。
 - イ 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の95
 - ロ 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の80
- 二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の相手方に係る甲が受ける損失については、貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00034。以下「運用規程」という。)に定めるてん補責任の限度額(以下「支払限度額」という。)を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。
- 三 前号の規定にかかわらず、当該相手方が第2条第1項の規定による登録時又はこの特約書の更新時において名簿上EM若しくはEFに格付けされている場合又は相手方の格付が特約期間中において名簿上与信管理区分E(ECを除く。)以外のものからEM又はEFに変更された場合であって、運用規程に定めるもの(支払限度額を設定したものを除く。)については、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補

を除く。

- 一 輸出契約等が保険契約の申込時において附帯別表第3に掲げる輸出契約等に該当する場合
- 二 相手方(輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下この項、第5条及び第11条において同じ。)が保険契約の申込時において名簿上EC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合
- 三 相手方が輸出契約等の内容変更(当該輸出契約等に係る代金等が増加した場合に限る。)に係る通知時において名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格又はSA格以外に格付けされている場合。ただし、保険契約の申込時における当該輸出契約等の代金等に係る損失についてはてん補する責めに任ずる。

4項 (略)

第4条 (略)

(てん補責任額)

第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。

- 一 約款第3条第1号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。
 - イ 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の95
 - ロ 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の80
- 二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の相手方に係る甲が受ける損失については、貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00034。以下「運用規程」という。)に定めるてん補責任の限度額(以下「支払限度額」という。)を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。
- 三 前号の規定にかかわらず、当該相手方が第2条第1項の規定による登録時又はこの特約書の更新時において名簿上EM格若しくはEF格に格付けされている場合又は相手方の格付が特約期間中において名簿上EE格、EA格、EM格又はEF格以外のものからEM格又はEF格に変更された場合であって、運用規程に定めるもの(支払限度額を設定したものを除く。)については、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険が

<p>すべき額の上限は10億円とする。</p> <p>四 第2号ただし書及び前号の規定にかかわらず、I L Cにより代金等が決済される場合には、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下（略）</p> <p>附帯別表第3（第3条第3項関係）</p> <p>名簿上E M又はE Fに格付けされた者を代金等の支払人とする輸出契約等の場合（I L Cにより決済される場合を除く。）であって代金等の決済の猶予期間が1年を超える輸出契約等</p>	<p>てん補すべき額の上限は10億円とする。</p> <p>四 第2号ただし書及び前号の規定にかかわらず、I L Cにより代金等が決済される場合には、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成18年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第3（第3条第3項関係）</p> <p>名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支払人とする輸出契約等の場合（I L Cにより決済される場合を除く。）であって代金等の決済の猶予期間が1年を超える輸出契約等</p>
--	--